

美濃加茂市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
令和 7 年 5 月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 25 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和 7 年 6 月 25 日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められ
たが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
総務課	【意見】 法務局と土地所有者が、直接、賃貸借契約を結ぶことを検討されたい。
福祉課	【指導】 受託者主催の交流の場が実施されていないことは、仕様書の業務内容を満たしておらず、福祉課が実績報告を確認し、契約変更により、業務内容の変更、契約金額の減額を行うべきである。

土木課	【指導】 市外で行われるイベントへの出展費用を市内の都市公園整備事業から支出することは、支出科目が不適切である。支出する場合は、目的に応じた小事業及び予算科目を確保する必要がある。必要に応じて、事前に補正予算を行うなど適切な予算措置を行うこと。
------------	---